

仙台市の就学支援の課題に対する検討案

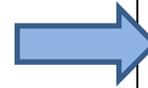
1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について

【課題】

- ① 特別支援学校，特別支援学級を検討する児童生徒が増加しており，仙台市就学支援委員会において，これまでの審議方法等を継続することが困難になってきている。
- ② 発達障害があり，特別な教育的ニーズが必要な児童生徒の増加に伴い，通級指導教室を検討する児童生徒も増加している。また，通級指導教室担当教員の基礎定数化に伴い，これまでの就学支援の進め方を見直す必要が生じている。
- ③ 新就学児相談会に参加する幼児が増加しており，これまでの実施方法を継続することが困難になってきている。

【検討案】

- ①-1 市就学支援委員会での審議の効率化・迅速化を図る。
(審議方法や審議資料の見直し)
 - 令和2年度実施している対応等を参考にしながら，効率化等を図る。
 - ア 事務局による審議資料（審議記録用紙）の作成 ……別紙2
 - ・事前に事務局が，対象児童生徒の実態をチェックリストにより整理し，審議の参考とする。
 - ・対象児童生徒の実態に応じた学びの場について事務局の案を作成し，審議の参考とする。
 - イ 審議方法の工夫
 - ・審議の進行表を示し，効率的に審議を進められるようにする。
 - ・一定の条件を満たしている場合には，要点(チェック項目)の確認のみとする。
- 例) 知的障害，自閉症・情緒障害，LD等通級の6年生で，状態像に大きな変化がなく，中学校進学後も現在と同様の学びの場での指導を希望し，在籍校も同じ考えの場合 [R2年度 141件]



①-1

<いただいた意見>

- ・事務局による審議資料及び事務局案の作成について，すべての部会で行う予定があるのか。
- ・事務局の負担軽減も図る工夫が必要ではないか。

[事務局より]

- ・審議資料及び事務局案の作成については，当面，審議件数が多い知的障害部会や自閉症・情緒障害部会で実施し，その他の部会については，事務局の負担等も考慮しながら，今後検討していく。

[07.30]

①-2 市就学支援委員会で審議するケースを整理する。

○小中学校の在籍児で、校内で特別支援学級や通常の学級への在籍異動を検討する場合、児童生徒の状態、合意形成の状況等、一定の条件を満たすときは、市就学支援委員会で審議を任意とする。ただし、最終的な在籍異動の可否は市教委が決定する。

~~② 通級指導教室担当教員の基礎定数化への対応として、新就学相談時に通級指導の希望があった場合は、入学時からの通級を検討する。~~

~~○特別支援学級を検討している新就学児で、通級指導の希望があり、かつ、その対象となる場合は、必要に応じて審議を行う。~~

※下記のとおり修正



② 通級による指導に係る就学支援等について見直しを図る。

- 事前に事務局が、対象児童生徒の実態をチェックリストにより整理する等を行い、審議の効率化を図る。
- 拠点校方式のみではなく巡回指導方式を取り入れ、児童や保護者の通級に係る負担軽減を図る等、多様なニーズに応える。

①-2

<いただいた意見>

- ・一定の条件とは、どのようなものを想定しているのか。

[事務局より]

○一定の条件とは、学びの場を決定するに当たって、その判断の妥当性が担保される内容のものとする。

条件の例としては、

- ・過去の市就学支援委員会で審議結果
- ・専門機関の見立て
- ・本人や保護者の希望
- ・校内就学支援委員会で判断
- ・現在の学習や生活の状況 等

今後、条件を検討していきたい。

② <いただいた意見>

- ・基礎定数化への対応として、新就学児について入学時点から通級を始められるようにする方法以外の手立ても必要なのではないかと。
- ・一方で、新就学相談時から通級による指導を希望するケースの全てについて対応することになれば、現在の2倍相当の審議件数になり、対応が困難なのではないかと。

[事務局より]

- ・基礎定数化されたことにより、計画的な通級による指導の体制整備が可能となることから、巡回指導方式等を取り入れることで多様なニーズに応える。
- ・新就学児の通級指導教室の希望者についての対

③ 新就学児相談会の見直しをする。

○令和2年度実施している対応等を参考にしながら、必要に応じて効率化等を図る。

- ・相談会への参加は保護者のみとする。保護者からの聞き取り、幼稚園・保育所等からの資料、専門機関の資料等を参考に審議資料を作成する。対象児の調査等が必要と認められる場合は、事務局が直接、対象児の状況確認等を行う。
- ・相談会での相談員は事務局担当者や専門員が行う。

応は、現行を基本とし、在籍児の増加については、事務局が審議資料を作成する等、審議の効率化を図る。

③ <いただいた意見>

- ・実際に、子供の状況確認を行うのがどのようなケースか。
- ・医師の所見について、判断材料として必要な情報が記載されるようにしていただきたい。

[事務局より]

- ・保護者からの聞き取り及び在籍園や専門機関等の資料のみでは、対象児の実態を十分に把握できない場合には、事務局が対象児を直接確認する等し、調査を行う。
- ・医師の所見については、これまで通り記入例を示し、対象児の状態等について必要な内容が収集できるよう努める。

2 早期からの一貫した支援について

【課題】

障害のある子供について、その障害を早期に把握し、将来の自立に向けて一貫した支援をすることが求められている。現状では、新就学児相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを行っているが、相談会の開催時期は対象児が就学する前年の8月である。これまで以上に円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から、就学先決定についての手続きの流れ等について、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンスを行うことが求められる。

【検討案】

- 発達相談支援センターや子供未来局子供保健福祉課の相談事業等と連携し、就学に関するガイダンスを行う。
- ・ 市教委（特別支援教育課）主催の5歳児保護者を対象とするガイダンスを開催する。令和3年度は、試行的に年2回開催の予定。ガイダンスについては、発達相談支援センターや子供未来局との連携を図りながら、保護者への案内を行う他、市政だより等の広報も活用し、周知を図る。なお、ガイダンスの持ち方等については、今後さらに検討する。

3 関係機関との連携について

【課題】

仙台市では、教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが密接に連携し、就学支援に係る資料の提供を発達相談支援センターから受けている。

適切な学びの場の検討・判断をするにあたって、教育委員会や学校が関係機関や幼稚園・保育所等と連携することが重要になってきており、これを行うための仕組みを整理・充実させることが求められている。

【検討案】

- 幼稚園・保育所・認定こども園等との連携についてさらなる改善・充実を図る。
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園との情報交換等についてさらなる改善・充実を図る。
 - ・ 市教委では、年2回開催する特別支援教育コーディネーター連絡協議会に、平成30年度から市立学校園のみではなく市立児童館・保育所にも参加を呼び掛け、幼稚園・保育所等と学校との連携を図っている。
 - ・ この他、特別支援教育コーディネーター地区別連絡会では、令和元年度には、38地区のうち31地区において、幼稚園・保育所・私立保育園、児童館等の近隣施設の職員が参加しており、今後もこの取組を推進し、就学支援の充実を図る。
- 福祉関係機関との連携について、さらなる改善・充実を図る。
 - ・ 就学に係る相談や資料提供、情報交換等についてさらなる改善・充実を図る（発達相談支援センター、児童発達支援センター等）。
 - ・ 発達相談支援センターから市就学支援委員会への資料提供については、試行的に令和2年度から、保護者が行う事務手続きの簡略化をし、負担を軽減した。今後より効率的な方法を検討する。

例)

- ① アーチルから直接、保護者に市教委への資料提供の同意を得る。
 - ② アーチルが、保護者と市教委へ資料を送付する。
- ・発達相談支援センターと市教委で実施している「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」において、就学支援についての情報交換や研修等を行う。

○子供未来局子供保健福祉課が行っている「5歳児のびのび発達相談」の実施状況等に応じ、情報提供や引継ぎの在り方を検討する。

4 多様で柔軟な仕組みの整備

【課題】

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが求められている。現在、交流及び共同学習や居住地校交流等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ活動を行っている。また、基礎的環境整備や合理的配慮の提供のために、市就学支援委員会において、要医療的ケア対象児に対する看護師配置についての審議や、通常の学級で学ぶ肢体不自由のある児童生徒に対する介助員配置についての審議を行っている。なお、令和3年9月18日に施行される「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、今後も教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に助言等を行うことが求められる。

【検討案】

- 「基礎的環境整備」や「合理的配慮」について、提供の必要性や妥当性等について市就学支援委員会の意見を参考にしながら個別の教育的ニーズのある子供に対しての必要な支援を総合的に判断する仕組みを充実させる。
- ・毎年度の通知や教育委員会作成資料等による周知を図り、校内における学びの場の柔軟な活用及び日常的な交流及び共同学習、特別支援学級と特別支援学校間の計画的な居住地校交流等のさらなる推進を図る。
- ・医療的ケア対象児に対する看護師配置や肢体不自由児に対する介助員配置等について、就学支援委員会での審議に基づき適切な配置を行い、必要な支援の提供を図る。

5 校内就学支援体制の充実

【課題】

仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合は年々増加しており、令和2年度は約95%となっている。これは、学校における就学支援体制が整備され、適切な就学支援が行われていることの表れであると考えられる。

一方で、就学時に決定した学校や学びの場は固定したものではなく、子供の教育的ニ

ーズを踏まえて、常に変化するを、教職員が認識する必要がある。

学びの場の変更や検討をする場合、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたり、児童生徒の実態把握が十分に行われ校内就学支援委員会で審議がなされたりすることが重要であることから、今後も校内就学支援体制のさらなる充実を図りながら、必要な就学支援を行っていくことが求められる。また、特別な学びの場を必要とする児童生徒が増加しており、それに伴い、学校において就学支援を進めるうえでの事務手続き等の業務量も増加している。

【検討案】

- 小中学校においては、仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合が約 95%となっていることから、現在の校内就学支援体制を継続しながら、研修や手引きの配布等により、校内就学支援体制のさらなる充実を図る。また、小中学校における就学支援に係る業務の見直しを行い、就学支援事務等の効率化・迅速化を図ることにより小中学校の負担を軽減する。
- ・(1 ①-2 と関連) 小中学校の在籍児で、校内で特別支援学級や通常の学級への在籍異動を検討する場合、児童生徒の状態、合意形成の状況等、一定の条件を満たすときは、市就学支援委員会での審議を任意とする。ただし、最終的な在籍異動の可否は市教委が決定する。

効果と課題

〈効果〉

- ・一定の条件を満たす場合について、学びの場の変更に随時対応が可能。
- ・就学支援に係る事務手続きの効率化。

〈課題〉

- ・学校による学びの場の判断の妥当性。